

## 移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に対する意見

2024年11月20日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

### 質問1（会計処理に関する質問）

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

同意する。ただし、以下の点について検討する必要があると考えられる。

#### 1. 本公開草案の適用対象の明確化

本公開草案の適用対象が、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されないことを明確化すべきである。その上で、恣意的な適用を防止する観点から、組合等が実質的な活動を行っていることを前提とすべきと考える。

#### 2. 本公開草案が提案している会計処理（以下「本会計処理」という。）を適用するための要件の明確化

本公開草案第132-2項(2)の要件について、組合等の貸借対照表価額では市場価格のない株式を時価評価していない場合において、①内部管理目的又は参考情報として出資者等に時価情報が提供されている場合及び②任意の注記事項として時価情報を開示している場合について、後述の理由により、第132-2項(2)の要件を満たさないと理解しているが、その点について明確化すべきである。

#### 3. 出資後に状況が変化した場合の会計処理の取扱いの明確化

本会計処理を適用する要件に関連して、以下の点を明確にするべきであると考えられる。

- (1) 組合等への出資者である企業において、組合等への出資時点では本公開草案第132-2項(1)及び(2)の要件を満たしておらず、その後当該要件及び本会計処理を適用する組合等の選択に関する方針を満たした場合、当該要件を満たした時点

から本会計処理の選択を行うことが可能であるという理解でよいか。その場合の会計処理と合わせて明確にしていきたい。

- (2) 逆に、組合等への出資時に本会計処理の適用を選択していた出資について、その後、本公開草案第132-2(1)及び(2)の要件を満たさなくなった場合には、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式の時価評価を取り止める必要があるとの理解でよいか。その場合の会計処理と合わせて明確にしていきたい。特に、時価評価を取り止めた時点までに計上されている評価差額の持分相当額をどのように会計処理するのかについては明確にしていきたい。

#### 4. 総額法を採用している場合の取扱い及び連結財務諸表上の取扱いの明確化

組合等への出資者である企業において、いわゆる「総額法」を適用している場合についても、本会計処理を選択することができるかどうかについて明確にしていきたい。合わせて、組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理についても明確にしていきたい。

#### 5. 組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価差額の持分相当額の勘定科目の明確化

組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価差額の持分相当額の勘定科目について、その他有価証券評価差額金として計上することを明確にした上で、関連する会計処理等（税効果会計、組替調整額等）についても、その他有価証券評価差額金として取り扱うことを明確にするべきである。

(理 由)

##### 意見1. について

本公開草案の適用対象は、本会計処理を適用する方針の選択を組合等ごとに定めることができることとすることで、精緻には定めず、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないと理解している。この点、本公開草案第308-3項において、「ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わない」と示されているが、直接的に定義されていないということをもって、本公開草案の適用対象をベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定しているわけではないということが読み取れない可能性がある。したがって、実務における誤解を避けるため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等に限定されないことを明確化するのがよいと考えられる。

その上で、本会計処理の適用だけを目的とした実体のない組合等を組成・利用するといった恣意的な適用のおそれがあることなどから、組合等が実質的な活動を行っていることが前提になると考える。実質的な活動を行っているかどうかは、国内外の機関投資

家から多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンドに供給されることへの期待が本改正の基礎であることを踏まえ、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第43項を参考に、第三者からの資金拠出が多くなされているかどうかや複数の投資先へ幅広く投資を行っているかどうかなどの観点から判断することが考えられる。

### 意見2. について

本公開草案第 132-2 項(2)の要件について、「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること」とされており、この「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれていると考えられる(本公開草案第 308-3 項)、とされている。

ここで、公開草案の公表に至る企業会計基準委員会の審議の過程では、内部管理目的又は参考値として出資者に提供している時価は、決算書における時価と比較すると信頼性に懸念があるとの意見が聞かれたことを踏まえて、これらについては当該要件を満たさないこととされたと理解している。しかしながら、本公開草案においては当該審議の過程が記載されておらず、必ずしも明確になっていない。

また、「市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合」とは、組合等の貸借対照表価額として当該市場価格のない株式を時価評価する会計方針を採用している場合に限定され、仮に、貸借対照表価額は時価評価せず、任意の注記事項として時価情報を開示しているとしても、「時価評価する会計方針を採用している場合」に該当しないものと理解するが、この点も明確ではない。

したがって、本公開草案第 132-2 項(2)の要件を満たすかどうかの判断において、①内部管理目的又は参考値として提供されている時価は、時価の信頼性に懸念があることを理由として、また、②任意の注記事項のみで時価情報を開示している場合には、「時価評価する会計方針を採用している場合」に該当しないとの理由から、①、②いずれの場合にも本公開草案第 132-2 項(2)の要件を満たさないと理解しているが、その点について結論の背景等に審議の経緯等を丁寧に記載することで、明確化することが望まれる。

### 意見3. について

本公開草案第 132-3 項では、組合等への出資者である企業は、本会計処理の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、「組合等への出資時に」本会計処理の適用対象かどうかを決定するとされており、また、本公開草案第 308-5 項では、その後の大きな状況の変化により組合等の選択に関する方針を見直した場合の取扱いについては規定されている。

一方、出資後に本公開草案第 132-2 項(1)及び(2)の要件と組合等の選択に関する方針を満たした場合の取扱い、並びに当該要件を満たさなくなった場合の取扱いは不明確である。したがって、この点の取扱いについて、会計処理と合わせて明確化することが必要であると考えられる。

#### 意見 4. について

移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第 308 項では、組合等への出資の会計処理について、いわゆる「純額法」、「総額法」及び「折衷法」が認められており、それらの選択においては契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択するとされている。

本公開草案第 132-2 項の会計処理は、「前項（第 132 項）の定めにかかわらず」とされているが、金融商品会計実務指針第 132 項自体は純額法を定めたものであり、総額法を採用している場合においても本会計処理を選択することが可能かどうか不明確である。総額法を採用しているか純額法を採用しているかにより、本公開草案が提案する会計処理の選択において有利・不利が発生することは適切ではなく、総額法を適用している場合についても本会計処理を選択することができる旨を明らかにする必要があると考えられる。

加えて、組合等が連結子会社に該当する場合の取扱いについて、個別財務諸表上、本公開草案第 132-2 項を適用している場合において、連結財務諸表上、個別財務諸表上において行った時価評価を引き継ぐべきなのか取得原価に戻すべきかが明らかではない。

本論点は、本公開草案の公表に至る過程において企業会計基準委員会において審議が行われ、できるだけ速やかに会計基準の開発を進める観点から、今回のプロジェクトの範囲には含めないこととされたと理解しているが、これらの取扱いを明確にしない場合には、実務上の取扱いが区々になることが考えられるため、改めて明確化の検討をお願いしたい。

#### 意見 5. について

本公開草案第 132-2 項では、「評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する。」とされているが、その他の包括利益に計上するのか、又は純資産の中でどのような勘定科目で計上するのかについて明らかではない。

この点、金融商品会計実務指針第 132 項なお書きでは、「組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、・・・(中略)・・・組合の保有するその他有価証券の評価差額に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。」とされているが、本公開草案の提案における組合等の構成資産である市場価格のない株式は、直接的には金融商品会計基準に従って評価されるもの

ではなく、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、市場価格のない株式の評価差額の持分相当額を純資産の部に計上することとしたとされている（本公開草案第308-4項）。そのため、金融商品会計実務指針第132項の定めから類推して、評価差額の持分相当額についてその他有価証券評価差額金によりその他の包括利益に計上すべきなのかどうかは明らかではなく、新たな勘定科目を設ける必要があると考えられる可能性もある。また、税効果会計や組替調整額の取扱いについても、その他有価証券評価差額金の取扱いとしてよいかどうかについても不明確である。

したがって、実務における混乱を避けるために、本公開草案第132-2項における純資産の部が、その他有価証券評価差額金を意味することを明記すること、及び関連する会計処理等について、その他有価証券評価差額金として取り扱うことでよいかを明確にすることがよいと考えられる。

## 質問2（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

### 【意見】

同意する。ただし、総額法を採用している場合及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の注記について明確化する必要があると考えられる。

### （理由）

総額法を適用している場合の取扱い及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表における取扱いの明確化の必要性については、質問1に対する意見4.のとおりである。

本公開草案第132-5項の注記は、純額法を採用していることを前提とした定めとなっており、総額法を適用している出資者等が、本会計処理を適用する場合の注記の取扱いが不明確である。

また、本公開草案第132-5項の注記は、「連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。」とされているが、組合等が連結子会社に該当する場合において、連結財務諸表における注記内容が不明確である。

したがって、これらの会計処理を明確にした上で、会計処理と併せて注記についても実務上の混乱を回避するため、改めての検討をお願いしたい。

## 質問3（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意する。

**質問4（その他）**

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

**【意見】**

組合等が別の組合等を保有している、いわゆる「ファンド・オブ・ファンズ」の形態において、当該別の組合等が市場価格のない株式を保有している場合の、出資者における本会計処理の取扱いについて明確にしていきたい。

**（理由）**

出資者である企業等が出資する組合等（以下「組合A」という。）が、別の組合等（以下「組合B」という。）に出資しており、組合Bの構成資産に市場価格のない株式が含まれる状況が想定される。このような状況において、組合Bにおいて本公開草案第132-2項の要件を満たしている場合、出資者である企業等の会計処理において、①組合Aから組合Bに対する出資自体を時価評価して本会計処理の適用を行うのか、又は②出資自体の時価評価をするのではなく、組合Bの構成資産である市場価格のない株式を時価評価して本会計処理を適用するのかが明確でなく、実務上の対応が区々になることを回避するために、これらの取扱いを明確にしていきたい。

以 上